官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕
○無線従事者規則の一部を改正する省令（**総務**七九）　一
○電波法に規定する指定機関を指定する省令を廃止する省令（**同**八〇）
○航路標識法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六六）
○国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令（**同**六七）　二

〔告　示〕
○主任無線従事者の指定講習機関の名称の変更を公示する件（**総務**三一八）　二
○無線従事者国家試験の指定試験機関の名称の変更を公示する件（**同**三一九）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**五四）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**同**五五）　三
○除籍が滅失した件（**法務**二八七）
○日本国に帰化を許可する件（**同**二八八）
○厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件（**厚生労働**二七二）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**八〇一）
○道路に関する件（**関東地方整備局**三六二、三六三）　四
○道路に関する件（**中部地方整備局**一五〇）

〔人事異動〕
内閣府　法務省　外務省　五

〔叙位・叙勲〕　六

〔資　料〕
平成二十五年六月中国際収支状況（速報）及び平成二十五年上半期中国際収支状況（速報）（財務省）　七

〔公　告〕
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、船舶所有者等責任制限、再生関係　八
会社その他　二九

省　令

○総務省令第七十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十六日

総務大臣　新藤　義孝

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第九十八条」を削る。

第九十八条を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第八十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法に規定する指定機関を指定する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十六日

総務大臣　新藤　義孝

電波法に規定する指定機関を指定する省令を廃止する省令

電波法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十三号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十六号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条ただし書の規定に基づき、航路標識法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

航路標識法施行規則の一部を改正する省令

航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「告示要領書」を「告示要項書」に改める。

第二条中「又は船舶通航信号用機器」を「、船舶通航信号用機器又はＡＩＳ信号（船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。以下同じ。）用機器」に改める。

第一号書式１中「及び船舶通航信号所」を「、船舶通航信号所及びＡＩＳ信号所（ＡＩＳ信号の提供を行う電波標識をいう。以下この書式において同じ。）」に改め、同書式に次のように加える。